

街の不動産トラブルを解決する

33 調停人候補者紹介

ADR(裁判外紛争解決)という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものは、一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動は、それ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような街の調停人候補者の方々の声を紹介します。

不動産賃貸業務では、退去義が明文化されましたが、当時に「敷金精算」原状回復費用トラブルに多く関与して、時に第三者として経験した上で双方の立場にわかってきました。たとえ契約当事者双方が合意した上で、同居・事業用によって国土交通省ガイドラインの適用の妥当性の認識のズレや多くの感情が生まれ、トラブルに発展する可能性があまりありません。民法改正により敷金の定



瀬川仁之氏

不動産管理業を主軸に業務を行っている上で、トラブルが起きる可能性は常に付きまといまふ。業務上非行行為にならないような行動を徹底しています。トラブルが起きた時に何か自分自身にもできることはないかと模索し

できることを模索

【調停人候補者】

瀬川仁之氏

株式会社ハラ不動産 代表取締役 (静岡県浜松市)

ADRのメリットとして、やはり時間や費用も抑えられ、非公開での手続きを進めることができる。大きなことも大きいと思えます。

不動産トラブルにも様々なものがあります。司法の判断により解決しなければいけないケースも。ADRのメリットとして、やはり時間や費用も抑えられ、非公開での手続きを進めることができる。大きなことも大きいと思えます。

ADRのメリットとして、やはり時間や費用も抑えられ、非公開での手続きを進めることができる。大きなことも大きいと思えます。ADRのメリットとして、やはり時間や費用も抑えられ、非公開での手続きを進めることができる。大きなことも大きいと思えます。



事務所外観

ていたところ、調停人候補者という資格制度を知りました。会社の業務だけではなく、個人賃貸オーナーとしていずれ当事者にもなる可能性もあり、ADR(裁判外紛争解決)によって訴訟に発展しそうな案件を事前に仲裁し未然に防ぐことができる可能性に惹かれ、お役に立ちたいという思いから調停人候補者となりました。

ADRのメリットとして、やはり時間や費用も抑えられ、非公開での手続きを進めることができる。大きなことも大きいと思えます。ADRのメリットとして、やはり時間や費用も抑えられ、非公開での手続きを進めることができる。大きなことも大きいと思えます。

資格・総合